

令和6年3月18日

障害福祉サービス事業所 管理者 様

草加市健康福祉部
障がい福祉課長 長堀 直人

障害福祉サービスの支給決定期間の変更について（通知）

平素より本市の障がい福祉施策にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、障害福祉サービスの支給決定期間について、本市では支給決定を行った月から1年で期間を設定しておりましたが、業務の効率化等を図るため、令和6年4月1日より、次の「サービス支給決定期間の変更内容」のとおり変更させていただきます。

サービスの利用につきましては、影響はございませんのでご安心いただくとともに、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【サービス支給決定期間の変更内容】

令和6年4月1日以降に支給決定（新規・更新・変更・追加）する一部のサービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・短期入所・療養介護・生活介護・重度障害者包括支援・就労継続支援 A 型及びB型・共同生活援助）の利用者について、支給決定期間をサービス受給者の誕生月の末日までに変更します。詳細につきましては別紙をご覧ください。

なお、標準利用期間が設定されているサービス（自立訓練（生活訓練・機能訓練）、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）のみ支給決定している利用者につきましては従来どおりの支給決定期間とします。

【サービス支給決定期間変更の理由】

現状、障害福祉サービスの更新月には対象者数の偏りがあり、更新月によって相談支援事業所及び市の業務過多が生じています。そのため、障害福祉サービス受給者証の更新事務に時間を要するなどの影響が生じています。

今回、障害福祉サービスの支給決定期間を誕生月の末日までに変更をすることで、各月の更新者数を平準化し、支給決定に係る事務負担軽減や更新月による支援体制の偏りを解消することができるため実施するものです。

草加市障がい福祉課
障がい給付係 小栗・横川
電話 048-922-1859

別紙

【期間の設定について】

期間の設定にあたり、事業所の皆様にご対応いただくことはございません。
市にて設定させていただきますので、発行された受給者証にて期間をご確認ください。
更新申請が必要な場合は市より対象者にご案内し、申請書を郵送いたします。

なお、今回の変更点は「サービス支給決定期間」を誕生月の末日までに変更するというものです。「利用者負担の期間」については、のサービスにおいて従前どおり1年毎（誕生月）の更新が必要になります。こちらについても更新のタイミングで市より対象者にご案内し、申請書を郵送いたします。

次ページより各サービスの受給ケース毎に「サービス支給期間」、「利用者負担の期間」、「障害支援区分の期間」の設定例を記載していますのでご確認ください。

※用語について

●支給期間を3年間まで決定できるサービス

（施設入所支援、療養介護、生活介護、就労継続支援A型及びB型（50歳以上）、共同生活援助（グループホーム））・・・以下「3年で決定するサービス」という。

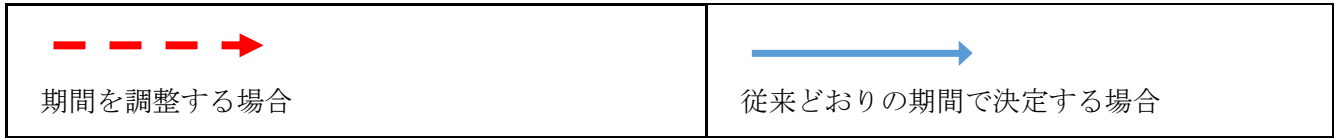
●支給期間を1年間まで決定できるサービス

（就労継続支援B型（50歳未満）、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、同行援護）・・・以下「1年で決定するサービス」という。

●標準利用期間のあるサービス

（自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）・・・以下「標準利用期間のあるサービス」という。

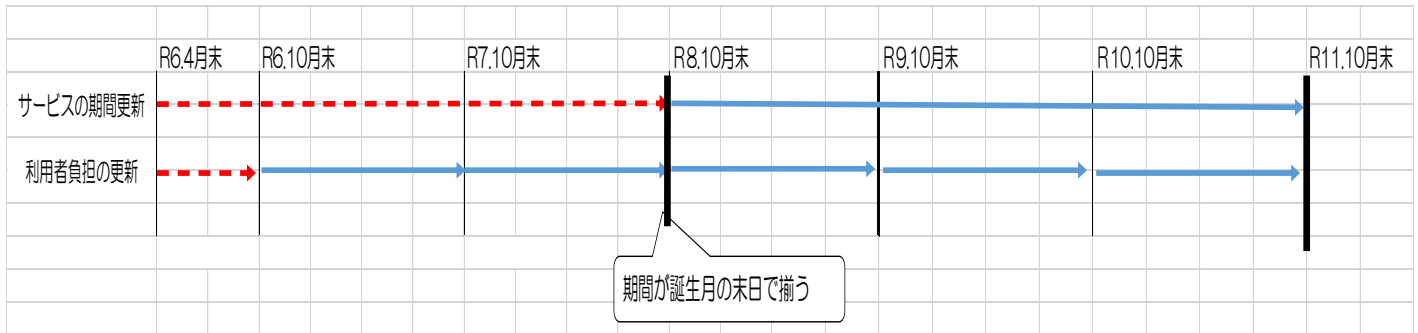
※上記のサービスについては、それぞれ標準利用期間（※利用できる最長期間。就労移行支援であれば2年間）が定められています。サービス利用可能期間の管理の都合上、当該サービスのみの利用者については、今回のサービス支給期間の変更は行いません。



ケース①

令和6年4月末更新、10月誕生日、区分認定なし

「3年で決定するサービス（例：就労継続支援A型・B型（50歳以上）」のみの利用者

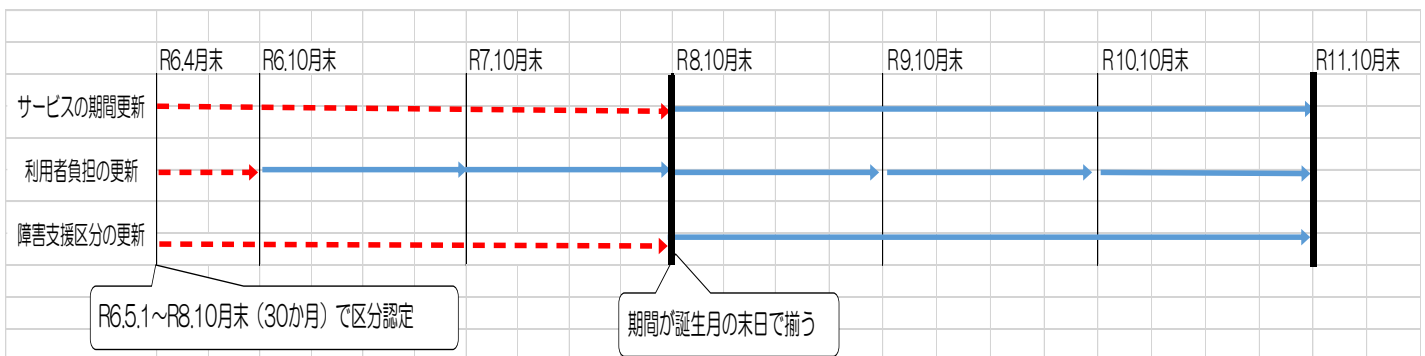


※サービス：2年経過後の誕生日の末日まで決定。その後は3年毎に更新。
 ※利用者負担：誕生日の末日まで決定。その後は、1年毎に更新。

ケース②

令和6年4月末更新、10月誕生日、区分認定あり（令和6年4月末更新）

「3年で決定するサービス（例：生活介護、共同生活援助）」のみの利用者

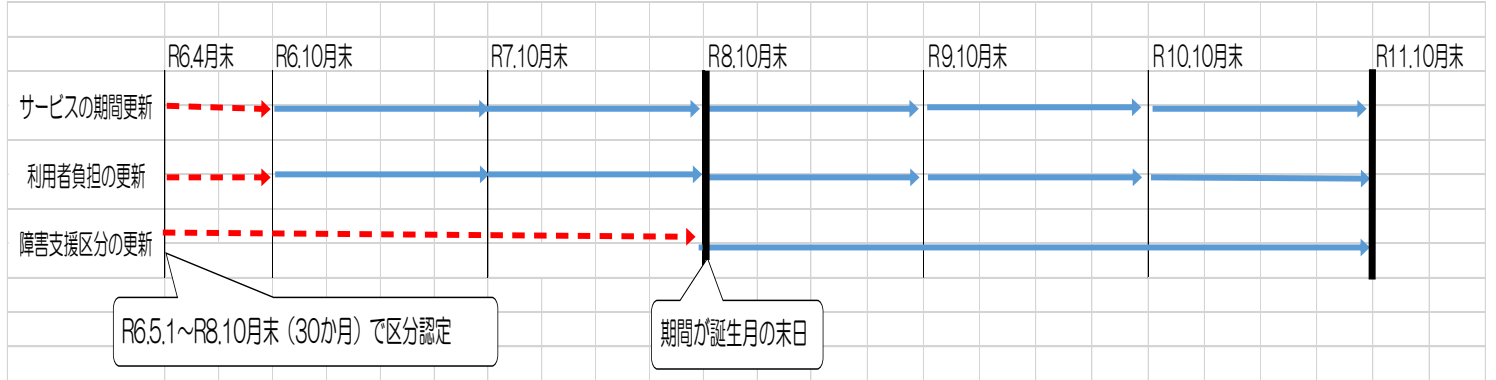


※サービス：2年経過後の誕生日の末日まで決定。その後は3年毎に更新。
 ※利用者負担：誕生日の末日まで決定。その後は1年毎に更新。
 ※障害支援区分：2年経過後の誕生日の末日まで認定。その後は3年毎に更新。

ケース③

令和6年4月末更新、10月誕生日、区分認定あり（令和6年4月末更新）

「1年で決定するサービス（例：居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、同行援護）」のみの利用者

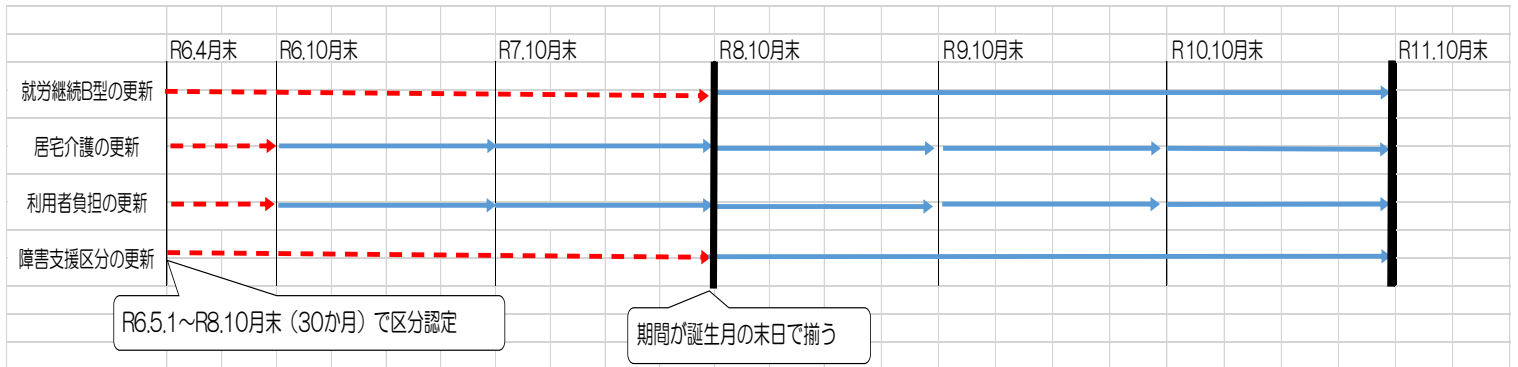


- ※サービス : 誕生月の末日まで決定。その後は1年毎に更新。
- ※利用者負担 : 誕生月の末日まで決定。その後は1年毎に更新。
- ※障害支援区分 : 2年経過後の誕生月の末日まで認定。その後は3年毎に更新。

ケース④

令和6年4月末更新、10月誕生日、区分認定あり（令和6年4月末更新）

「3年で決定するサービス（例：就労継続支援B型）50歳以上」と
 「1年で決定するサービス（例：居宅介護）」両方を利用している者



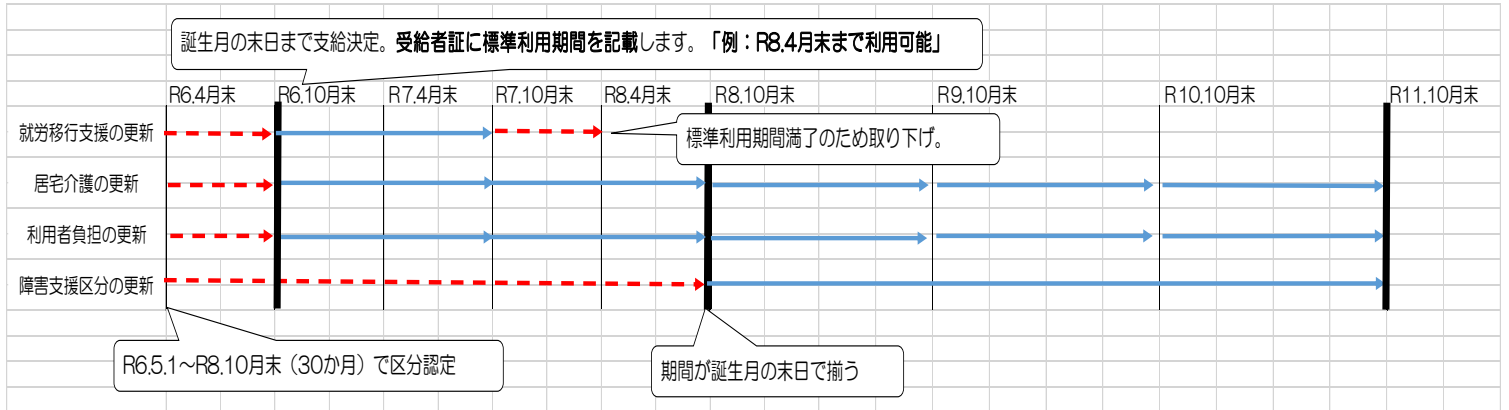
- ※就労継続B型 : 2年経過後の誕生月の末日まで決定。その後は3年毎に更新。
- ※居宅介護 : 誕生月の末日まで決定。その後は1年毎に更新。
- ※利用者負担 : 誕生月の末日まで決定。その後は1年毎に更新。
- ※障害支援区分 : 2年経過後の誕生月の末日まで認定。その後は3年毎に更新。

ケース⑤

令和6年4月末更新、10月誕生日、区分認定あり（令和6年4月末更新）

「標準利用期間のあるサービス（例：就労移行支援1年目）」と

「1年間で決定するサービス（例：居宅介護）」両方を利用している者

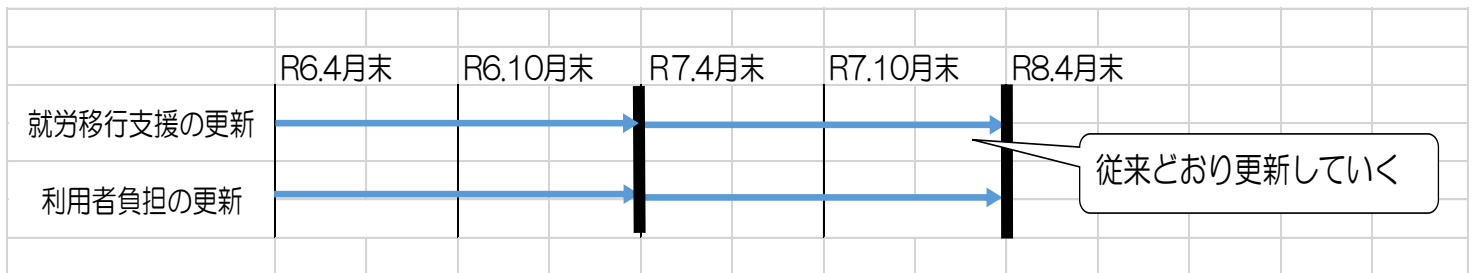


- ※就労移行支援：誕生月の末日まで決定。その後は1年毎に更新。
※標準利用期間に達した段階で取り下げとなります。
- ※居宅介護：誕生月の末日まで決定。その後は1年毎に更新。
- ※利用者負担：誕生月の末日まで決定。その後は1年毎に更新。
- ※障害支援区分：2年経過後の誕生月の末日まで認定。その後は3年毎に更新。

ケース⑥

令和6年4月末更新、10月誕生日、区分認定なし

「標準利用期間のあるサービス（例：就労移行支援1年目）」のみ利用している者



- ※就労移行支援：誕生月の末日まで決定。その後は1年毎に更新。
※標準利用期間に達した段階で取り下げとなります。
- ※利用者負担：誕生月の末日まで決定。その後は1年毎に更新。